

別表十六(三)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
年	・	・	

別表十六(三) 令五・四・一以後終了事業年度分

資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	取得年月日	4	・	・	・	・	・	
	事業の用に供した年月	5						
取得価額	取得価額又は製作価額	6	外	円外	円外	円外	円外	
	(6)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	7						
	差引取得価額 (6) - (7)	8						
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9						
	期末現在の積立金の額	10						
	積立金の期中取崩額	11						
	差引帳簿記載金額 (9) - (10) - (11)	12	外△	外△	外△	外△	外△	
	損金に計上した当期償却額	13						
額	前期から繰り越した償却超過額	14	外	外	外	外	外	
	合計 (12) + (13) + (14)	15						
鉱山の寿命数	16		年		年		年	
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17							
同上の期間内における採掘予定数量	18		トン		トン		トン	
経済的採掘可能数量	19							
当期産出鉱量	20							
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	21		円		円		
	差引取得価額 × 5% (8) × $\frac{5}{100}$	22						
	(15) > (22) の場合	旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8) - (21)	23					
		鉱量1トン当たり償却金額 (23) (18)又は(19)のうち少ないトン数	24					
	(15) ≤ (22) の場合	算出償却額 (20) × (24) 又は (15) - (22)	25					
		算出償却額 (22) - 1円 × $\frac{60}{60}$	26					
	平成19年4月分	27						
	生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8)	28						
	鉱量1トン当たり償却金額 (27) (18)又は(19)のうち少ないトン数	29						
	算出償却額 (20) × (28)	29						
当期分の普通償却限度額 (25)、(26)又は(29)	30							
当期分の償却限度額	租税特別措置法適用条項	31	(	条	項)	(	条	項)
	特別償却限度額	32	外	円外	円外	円外	円外	
特別償却不足額	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33						
	合計 (30) + (32) + (33)	34						
当期償却額	35							
差引	償却不足額 (34) - (35)	36						
	償却超過額 (35) - (34)	37						
償却超過額	前期からの繰越額	38	外	外			外	
	当期内容積立金取崩しによるもの	39						
	積立金取崩しによるもの	40						
	差引合計翌期への繰越額 (37) + (38) - (39) - (40)	41						
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (36) - (39) と (32) + (33) のうち少ない金額	42						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43						
	差引翌期への繰越額 (42) - (43)	44						
	翌期の期内当り不足額	45						
当期分不足額	46							
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (36) - (39) と (32) のうち少ない金額	47							
備考								

P76~79参照

P79参照

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「特定船舶の特別償却」及び「医療用機器等の特別償却」については適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書は、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P83～85参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031 ※1	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第42条の6第1項第2号	00690 ※1	
	第42条の6第1項第3号	00034 ※2	
	第42条の6第1項第4号	00037 ※2	
	第42条の6第1項第5号	00040 ※2	

※1 区分番号「00690」は、令和5年4月1日以後に特定機械装置等(工具)の取得等をする場合が該当し、令和5年4月1日前に特定機械装置等(機械装置・工具)の取得等をした場合は、区分番号「00031」が該当します。

※2 区分番号「00034」、「00037」及び「00040」は、令和5年度税制改正前に取得等をした特定機械装置等(ソフトウェア・車両運搬具・船舶)について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和5年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第42条の6第1項第3号、第42条の6第1項第4号又は第42条の6第1項第5号)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項	00622	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 <sup>けん</sup> を取得した場合の特別償却	第42条の11の2第1項	00597	
地方活力向上地域等において特定建物等 <sup>けん</sup> を取得した場合の特別償却	第42条の11の3第1項	00568	
中小企業者等が特定経営力向上設備等 <sup>けん</sup> を取得した場合の特別償却	第42条の12の4第1項	00601	
認定特定高度情報通信技術活用設備 <sup>けん</sup> を取得した場合の特別償却	第42条の12の6第1項	00653	
事業適応設備 <sup>けん</sup> を取得した場合等の特別償却	第42条の12の7第1項	00661	
	第42条の12の7第3項	00665	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定船舶の特別償却	令和5年旧措置法第43条第1項第1号	00640 ※1	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	令和5年旧措置法第43条第1項第2号	00642 ※1	
	第43条第1項第1号	00692 ※1	
	第43条第1項第2号	00694 ※1	
	第43条第1項第3号	00696 ※1	
	第43条第1項第4号	00644 ※2	

※1 区分番号「00692」、「00694」及び「00696」は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(令和5年7月1日)以後に取得又は製作をする外航船舶(同日前に締結した契約に基づき取得をするもの(以下「経過船舶」といいます。))を除きます。)について適用を受ける場合が該当し、同日前に取得又は製作をした外航船舶(経過船舶を含みます。)について適用を受ける場合は、区分番号「00640」及び「00642」が該当します。

※2 区分番号「00644」は、令和5年度税制改正前に取得等をした内航船舶について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和5年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第43条第1項第4号)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	令和5年旧措置法第43条の2第1項	00521	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
被災代替資産等の特別償却	第43条の2第1項の表の第1号	00608 ※	
	第43条の2第1項の表の第2号	00610 ※	

※ 区分番号「00608」及び「00610」は、令和5年度税制改正前に取得等をした被災代替資産等について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和5年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第43条の2第1項の表の第1号又は第43条の2第1項の表の第2号)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
特定事業継続力強化設備等の特別償却	第44条の2第1項	00646	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	第44条の4第1項	00679	
	第44条の4第2項	00681	
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第1号	00527	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第2号	00530	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第3号	00533	
沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却	第45条第2項	00135	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第3項の表の第1号	00670	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第45条第3項の表の第2号	00573 ※1	
	第45条第3項の表の第3号	00560 ※2	
	第45条第3項の表の第4号	00536 ※3	

※1 区分番号「00573」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第45条第3項の表の第2号)を記載してください。

※2 区分番号「00560」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第45条第3項の表の第3号)を記載してください。

※3 区分番号「00536」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第45条第3項の表の第4号)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項	00331	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第45条の2第2項	00648	
	第45条の2第3項	00650	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第46条第1項	00612 ※	

※ 区分番号「00612」は、令和4年度税制改正前に取得等をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第46条第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
輸出事業用資産の割増償却	第46条の2第1項	00683	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
特定都市再生建築物の割増償却	第47条第1項 (同条第3項第1号)	00466 ※	
	「第47条第1項」又は「平成31年旧措置法第47条の2第1項」  («第47条第3項第2号」又は「平成31年旧措置法第47条の2第3項第1号ロ」)	00469 ※	

※ 区分番号「00466」及び「00469」は、令和2年度税制改正前に取得等(「00469」にあつては、平成31年度税制改正後の取得等に限り、)をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和2年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第47条第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第48条第1項	00349 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第48条第1項	00592 ※	

※ 区分番号「00349」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得した場合は、区分番号「00592」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例」については適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」	00187	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額(これらの欄に内書 として記載した金額があ る場合には、当該金額を 控除した金額)